

防府市手話言語条例案 修正箇所

第二案	原案 (第 1 回検討委員会)
防府市手話言語条例(修正素案) 手話は、<u>音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、</u>手指や体の動き、表情<u>など</u>を使って表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、<u>知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大に育んできた。</u> しかしながら、過去には手話が言語として広く社会に認められなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことから、ろう者<u>や手話を必要とする人 (以下「ろう者等」という。</u>は必要な情報を十分に得られず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。 こうした中、平成 1 8 年に国際連合で採択された障害者の権利に関する条約 (<u>平成 2 6 年条約第 1 号</u>) や平成 2 3 年に改正された障害者基本法 (<u>昭和 4 5 年法律第 8 4 号</u>) において、手話が言語であると位置付けられた。 防府市においては、令和 4 年に「防府市障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例」を制定し	防府市手話言語条例 (素案) 手話は、<u>音声言語である日本語と異なる言語で、</u>手指や体の動き、表情を使って<u>視覚的に</u>表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、<u>知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大に育んできた。</u> しかしながら、過去には手話が言語として広く社会に認められなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことから、ろう者は必要な情報を十分に得られず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。 こうした中、平成 1 8 年に国際連合で採択された障害者の権利に関する条約や平成 2 3 年に改正された障害者基本法において、手話が言語であると位置付けられた。 防府市においては、令和 4 年に「防府市障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例」を制定し

、手話の理解及び利用の促進に積極的に取り組んできたところである。

防府市は、手話が言語であることの認識に基づき、ろう者等や手話に対する理解をさらに広げ、手話を使用しやすい環境を整えとともに、全ての市民が安心して生活することのできる共生社会を実現するため、この条例を制定する。

・
・
・
・
・
・
・

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する市の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めることにより、全ての市民が尊厳をもって、安心して生活することのできる共生社会を実現することを目的とする。

、手話の理解促進と普及、地域における手話を使用しやすい環境の構築などに取り組んできたところであるが、ろう者を含む手話を必要とする人が、日常生活及び社会生活において、手話を通じて容易に必要な情報を取得し、十分な意思疎通を行うことができる社会を実現するためには、市民一人ひとりが、手話が言語であることについて理解を深めるとともに、手話を使用しやすい環境を整備していく取組をさらに進めていくことが重要である。

そこで、手話が言語であることの認識に基づき、ろう者を含む手話を必要とする人が意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することのできる共生社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関し基本理念を定め、市の責務並びに市民、ろう者、手話関係者及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって全ての市民が尊厳をもって共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ろう者 聴覚障害者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

(2) 手話を必要とする人 ろう者以外で日常生活又は社会生活を営む中で手話を必要とする者をいう。

(3) 市民 市内に住所を有し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。

(4) 事業者 市内で事業を行う個人又は法人若しくは団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備は、手話が言語であり、ろう者が日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものであるという認識の下、全ての市民が相互に人格と個性を尊重することを基本として行われるものとする。

(市の責務)

各号に定めるところによる。

(1) ろう者 聴覚障害者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

(2) 手話関係者 手話通訳を行う者その他の手話に関する活動を行う個人又は団体をいう。

(3) 市民 市内に住所を有し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。

(4) 事業者 市内で事業を行う個人又は法人若しくは団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であり、ろう者が日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものであるという認識の下、ろう者とろう者以外の者が、その人格と個性とを互いに尊重することを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する基本理念 (以下「基本理念」という。) に基づき、ろう者があらゆる場面で手話による円滑な意思疎通を図ることができ、自立した日常生活及び地域における社会参加がしやすい

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に
のっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使
用しやすい環境の整備を図るため、必要となる施策を総合的かつ計
画的に推進するものとする。

（市民等の役割）

第5条 市民は、地域社会においてともに暮らす一員として、基本理
念に対する理解を深めるとともに、市の施策に協力するよう努める
ものとする。

2 ろう者等は、市の施策に協力するよう努めるとともに、基本理念
に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

（削除）

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、ろう者等が利用し
やすいサービスの提供及び、ろう者等が働きやすい環境づくりに努
めるとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の推進）

第7条 市は、第4条の規定にのっとり、次に掲げる施策について推進

い環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。
（市民の役割）

第5条 市民は、地域社会においてともに暮らす一員として、基本理
念に対する理解を深めるとともに、市の施策に協力するよう努める
ものとする。

（追加）

（ろう者及び手話関係者の役割）

第6条 ろう者及び手話関係者は、手話の普及及び習得の機会を提供
に主体的に取り組むよう努めるとともに、市の施策に協力するよう
努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しや
すいサービスの提供及び、ろう者が働きやすい環境づくりに努め
るとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の推進方針）

第8条 市は、次に掲げる施策について推進するものとする。

（1） 手話及びろう者への理解の促進に関する施策

（2） 手話の普及に関する施策

するものとする。

(1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策

(2) 手話による情報の発信及び取得に関する施策

(3) 手話を使用しやすい環境の整備に関する施策

(4) 手話による意思疎通支援者の養成及び確保に関する施策

(5) 手話を学ぶ機会の確保に関する施策

(6) 災害等の非常時における情報の取得及び意思疎通の支援に関する施策

(7) 学校等における手話に接する機会の提供、その他手話に親しむための取組を通じた手話への理解の促進に関する施策

(8) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前項各号に掲げる施策を推進するために必要があるときは、ろう者等並びにその他関係者及び関係団体の意見を聴くよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第8条 市は、ろう者等が手話を使用しやすい環境を整備するために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(3) 手話による情報の発信及び取得に関する施策

(4) 手話による意思疎通の支援に関する施策

(5) 手話通訳者の養成及び確保に関する施策

(追加)

(6) 災害等の非常時における情報の取得及び意思疎通の支援に関する施策

(7) 学校等における手話に接する機会の提供、その他手話に親しむための取組を通じた手話への理解の促進

(8) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

(追加)

(追加)

(情報通信技術の活用)

(情報通信技術の活用) 第 9 条 市は、手話に関する施策に関し、情報通信の技術を活用す よう努めるものとする。 (財政上の措置) 第 1 0 条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上 措置を講ずるよう努めるものとする。 附則 この条例は、公布の日から施行する。	第 9 条 市は、手話に関する施策に関し、情報通信の技術を活用す よう努めるものとする。 (財政上の措置) 第 1 0 条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上 措置を講ずるよう努めるものとする。 附則 この条例は、公布の日から施行する。
--	---